

2024年9月27日

千葉労働局  
局長 岩野 剛 様

日本労働組合総連合会  
千葉連合会  
会長 永富 博之

## 「2024年度政策・制度要求と提言」について（要請）

初秋の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は連合千葉に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、千葉労働局におかれましては、日頃より千葉県における雇用の安定、安心して働ける環境作り、労働条件の確保・改善および県民の健康確保など多岐に亘ってご尽力いただいておりますことに敬意を表します。

さて、標記の件につきまして、別添のとおり取りまとめましたので、誠意ある取り組みをお願いいたします。

以 上

# 政策要請項目

## 1. 価格転嫁の円滑化

- ① 2024年1月19日「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議」にて採択した「適切な価格転嫁と生産性向上による持続的な賃上げの実現」千葉共同宣言を踏まえ、中小企業や小規模事業者の「働き方改革」を阻害するような取引慣行の是正を強化すること。

また、千葉労働局が行う公契約においても適切な価格転嫁を加味した予算設定、契約とすること。

## 2. 医療職場の働き方改革

- ① 2024年度診療報酬改定は、基本方針で「医療人材の確保・働き方改革等の推進」を重点課題として位置づけ、人材確保・働き方改革の推進に向けた改定を行っている。加えて、地域医療構想の推進に向けては、「各都道府県が地域の実業を踏まえ、主体的に取り組みを進めるもの」という通知や、リーフレットも出されている。

これらを踏まえ、時間外労働の実態把握・36協定の適正な締結・夜勤交代制勤務の回数制限など労働時間を厳格に管理する体制を確保するよう医療機関に指導するなど、千葉県（医療勤務環境改善支援センター）とも連携して、医療従事者の働き方改革について積極的に取り組むこと。

## 3. 労働者保護

- ① 飲酒時の年齢確認は「20歳未満の者の飲酒の禁止に関する法律」により定められていること（お店が好きでやっているのではない）を県民に周知し、年齢確認時の客とのトラブル防止について千葉県と連携して取り組むこと。
- ② 飲食店における従業員の望まない受動喫煙防止のため、2020年の「健康増進法の一部を改正する法律」施行後の実態把握を行い、必要な施策を千葉県と連携して実施すること。
- ③ 労働施策総合推進法における顧客・取引先などの第三者によるハラスメントにかかる「望ましい取組」を踏まえ、事業主に対し積極的に防止措置を講じることを促すこと。

## 4. 子ども子育て支援の充実

- ① 千葉県における放課後児童クラブの待機児童は増加傾向にある。子ども家庭庁の令和5年の調査結果によると、待機児童数は東京都（3,524人）、埼玉県

(1,881人)、千葉県(1,227人)で全体の約4割を占めているとの報告がされている。また、運営指針では支援の単位は概ね40人以下とされているが、千葉県内にはこれを大きく上回る場所があったり、支援員が十分確保できなかったり、支援員の質に問題があるとの声も聞く。放課後児童クラブの待機児童解消と質の向上に向けて、子ども家庭庁や千葉県と連携して取り組むこと。

## 5. 雇用・労働環境の整備

- ① 最低賃金の上昇に伴い、パートタイム労働者の処遇改善につながっている一方で103万・130万円の税法上の制限や106万円の社会保険加入を避けるために就業時間の制限を行う傾向があり、その結果として人手不足につながっている。

社会保険の適用については2024年10月から51人以上の企業に適用されることとなる。社会保険の負担は労使折半になるので、使用者がこの適用にならない様な働き方をする懸念がある。

配偶者の扶養範囲で働くことだけでなく、様々な働き方を選択するなかで、結果として所得や年金が増える、そして社会全体で社会保障を支えるために、経営者に正しい知識を正しく理解してもらえるよう取り組むこと。

また、労働者への税制や社会保障に関する情報提供も積極的に行うこと。

## 6. マイナンバー制度の信頼性向上

- ① 公正・公平な社会基盤としてのマイナンバー制度の定着と一層の活用には住民の理解が必要不可欠である。マイナンバーカードの健康保険証利用の促進にあたっては、運用状況や住民からの意見を丁寧に把握し、県や市町村と連携してマイナンバー制度の信頼度向上に取り組むこと。

## 7. 就職差別の撤廃

- ① 就職差別の撤廃に向けて、企業や経営者団体等に対し次のことを周知徹底すること。
  - a. 求人にあたって「統一応募用紙」「厚生労働省履歴書様式例(2021年策定)」を使用すること。
  - b. 個人の能力に必要としない「戸籍謄(抄)本の提出」や面接時における「本籍地・出生地」「家族構成・家族の職業や収入」「男女差別につながる未婚・既婚や結婚の予定」等の質問は行わないこと。
  - c. 応募時における健康診断の実施や健康診断書の提出は、業務遂行に必要な特定職種に限定すること。

以上